



山形県公報

平成19年12月25日(火)
第1903号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                    |                      |      |
|--------------------|----------------------|------|
| 県道の供用の開始.....      | (置賜総合支庁建設総務課) ...    | 1625 |
| 一般国道の供用の開始.....    | (置賜総合支庁西置賜建設総務課) ... | 同    |
| 県道の供用の開始.....      | ( 同 ) ...            | 1626 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | (最上総合支庁建築課) ...      | 同    |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                    |      |
|--------------------|------|
| 山形県指定無形文化財の指定..... | 同    |
| 山形県指定史跡の指定.....    | 1627 |

### 公安委員会関係

#### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 運転免許取得者教育認定変更の届出..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第1134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月25日から平成20年1月7日まで縦覧に供する。

平成19年12月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 1 路 線 名   | 原中川停車場線                         |
| 2 供用開始の区間 | 南陽市元中山字花窪1467番1から<br>同 3001番1まで |
| 3 供用開始の期日 | 平成19年12月25日                     |

#### 山形県告示第1135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成19年12月25日から平成20年1月7日まで縦覧に供する。

平成19年12月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- |         |      |
|---------|------|
| 1 路 線 名 | 287号 |
|---------|------|

- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字上町1210番から  
同 字落合一1697番17まで
- 3 供用開始の期日 平成19年12月26日

## 山形県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成19年12月25日から平成20年1月7日まで縦覧に供する。

平成19年12月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字遠藤清水五1045番2から  
同 字八幡沢一1505番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年12月27日

## 山形県告示第1137号

次の開発行為は、完了した。

平成19年12月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年7月30日 指令最総建第5号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市金沢字南沢1723 - 1、1725 - 1、1745 - 2、1745 - 3、1746 - 2、1750、1751、1752 - 1、1752 - 2、1753、1754、1755、1756、1760、1761 - 1、1761 - 2、1765 - 1、1765 - 2、1766、1767、1768 - 1、1781 - 2、1756先
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
新庄市新町2番15号  
株式会社 新庄開発センター 代表取締役 森 俊明

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第20号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第20条第1項の規定により、山形県指定無形文化財として次のとおり指定し、及び保持団体として認定する。

平成19年12月25日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

| 種 別       | 名 称          | 員数 | 保持団体と代表者                             | 所 在 地   |
|-----------|--------------|----|--------------------------------------|---------|
| 無 形 文 化 財 | 本場米琉（白鷹板締小絉） | 1  | 本場米琉（白鷹板締小絉）<br>技術保存会<br>会 長 小 松 紀 夫 | 白鷹町大字十王 |

山形県教育委員会告示第21号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第31条第1項の規定により、山形県指定史跡として次のとおり指定する。

平成19年12月25日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

| 種 別 | 名 称       | 員数 | 所 有 者    | 所 在 地  |
|-----|-----------|----|----------|--------|
| 史 跡 | 旧山形県会仮議事堂 | 1  | 宗教法人 柏山寺 | 山形市薬師町 |

公安委員会関係

告 示

山形県公安委員会告示第11号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成19年12月25日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 中 山 眞 一

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社 平野学園
- 2 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後   |
|---------|-------|---------|
| 代表者の氏名  | 大 泉 明 | 佐 藤 賢 一 |

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行  | 誤         | 正                                               |
|------------|------------|------|----|-----------|-------------------------------------------------|
| 平成18. 4. 1 | 号外( 19)    | 2    | 7  | 「教育庁各課」   | 「各課（建設企画課を除く。）」を「各課（建設企画課及び交通政策課を除く。）」に、「教育庁各課」 |
| 平成19. 4. 1 | 号外( 19)    | 1    | 13 | 第201条第3号中 | 第201条第3号中「審査出納主査（）」を「審査出納主査（村山総合支庁総務企画部総務課、）」に、 |
| 同          | 同          | 同    | 28 | 八、ホ及びへ    | 八及びホ                                            |
| 同          | 同          | 同    | 30 | 同号中       | 同号へ中「並びに西村山総務建築課長、北村山総務建築課長及び西置賜総務建築課長」を削り、同号中  |
| 平成19.11.13 | 第1892号     | 1435 | 4  | 別表第1      | 別表                                              |
| 同          | 同          | 同    | 6  | 別表第1      | 別表                                              |

平成19年12月25日印刷  
平成19年12月25日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056